

## クローラクレーンの継ぎジブを延長する作業中、ジブが落下

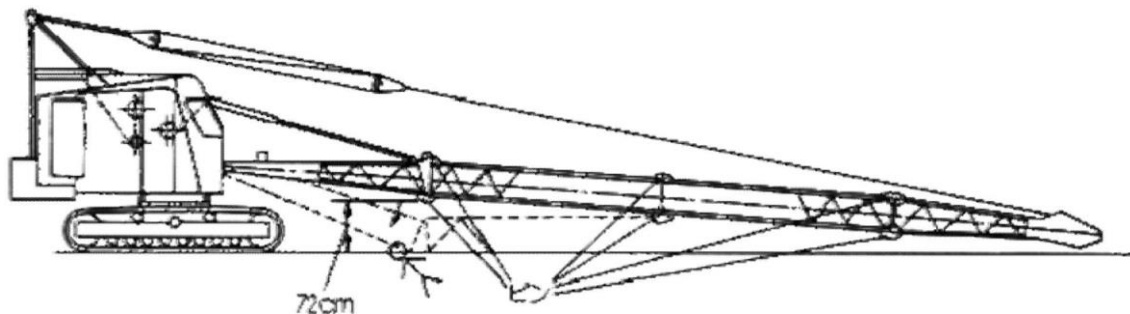


図 災害発生状況

本件災害は、ゴルフ練習場の防球ネット用のコンクリート支柱を立て込むために使用していたクローラクレーンのジブを延長する作業中に発生したものである。

災害発生当日の午後からは、長さ約24mのコンクリート支柱の立て込みを行うことになっていたが、それまで使用していたジブ(約26m)では十分な長さがなく作業ができなため、クレーン運転士Aはクレーンを建設現場わきの駐車場に移動し、ジブを延長するための準備作業に取りかかった。

Aは、クレーンのジブを倒してその先端を地面に付け、近くの工場まで継ぎジブを取りに行った。その際、駐車場でジブの延長作業の手伝いを同僚Bに依頼した。

継ぎジブを駐車場まで運んできたAは、Bとともに、継ぎジブ(長さ約6m)を1本継ぎ足すため、継ぎ足す部分の4本の接続ピンのうち下部の2本を抜く作業を始めた。

Aが作業を行っていたピンは簡単に抜けたが、そのまま作業を続けるとジブが落下してしまうため、ピンをぬいた後の穴に差し込むためにあらかじめクレーンのわきに用意していたバールを取りに行った。

Bが作業をしていたピンがなかなか抜けないため、Bはその間もジブの真下に入りピンをハンマーでたたき作業を行っていたが、ピンが抜けると同時に、まだ残っている上部の接続ピンを中心にしてジブが折れ曲がり、その下敷きになってしまったものである。

### 災害の原因

- 1 ジブの解体にあたって、ジブを固定または支持しなかったこと
- 2 ジブの解体の作業方法について、共同作業者との連絡が不十分だったこと

同種災害の防止対策は、原因と考えられる事項の裏返しであり、クレーンのジブ

の組み立て、解体においてこのような災害がたびたび発生しているが、クレーン等安全規則では、このような作業においては作業指揮者を選任し、その者に作業の指揮を行わせなければならないこととされている。